

## 最低制限価格等を決定する際のランダム係数の導入について

兵庫県土地開発公社（以下「公社」という。）では、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格及び失格基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の設定において、開札まで発注者側も含め誰も知り得ないよう、最低制限基本価格及び失格基準基本価格（以下「最低制限基本価格等」という。）に「ランダム係数」を乗じた最低制限価格等を設定します。

### 1 適用時期

令和5年11月20日以降に入札公告及び入札通知を行うものから適用する。

### 2 最低制限基本価格等

最低制限価格等を決定する際の最低制限基本価格等は、公社が現在算出している最低制限価格等とします。

### 3 ランダム係数による最低制限価格等の設定

最低制限基本価格等に対し、「0.99950」から「1.00050」の範囲で、「0.00001」刻みの101通りのランダム係数を乗じた金額を最低制限価格等とします。

$$\text{最低制限基本価格等} \times \text{ランダム係数} = \text{最低制限価格等} \quad (\text{円未満は切捨て})$$

#### 【工事の場合】

最低制限基本価格等にランダム係数を乗じた金額が、最低制限価格等の設定範囲（予定価格に75/100～92/100を乗じた価格の範囲）外の場合は、75/100又は92/100の金額を最低制限価格等とします。

### 4 ランダム係数

「0.99950」から「1.00050」までの「0.00001」刻みの数値101通り

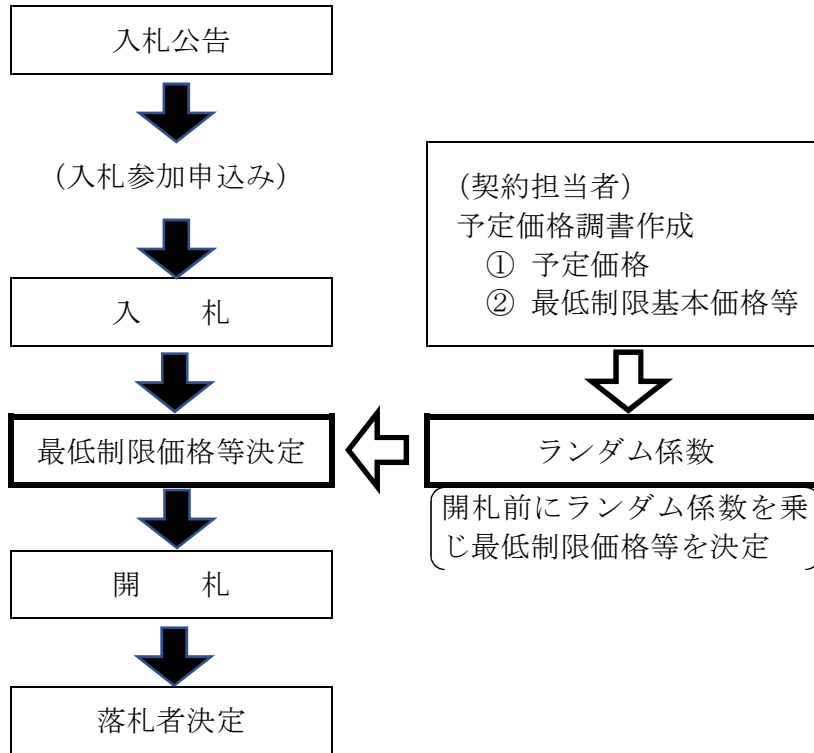
ランダム係数表（範囲0.99950～1.00050、刻み0.00001）

番号	ランダム係数	番号	ランダム係数	番号	ランダム係数	番号	ランダム係数	番号	ランダム係数
1	0.99950	21	0.99970	41	0.99990	61	1.00010	81	1.00030
2	0.99951	22	0.99971	42	0.99991	62	1.00011	82	1.00031
3	0.99952	23	0.99972	43	0.99992	63	1.00012	83	1.00032
4	0.99953	24	0.99973	44	0.99993	64	1.00013	84	1.00033
5	0.99954	25	0.99974	45	0.99994	65	1.00014	85	1.00034
6	0.99955	26	0.99975	46	0.99995	66	1.00015	86	1.00035
7	0.99956	27	0.99976	47	0.99996	67	1.00016	87	1.00036
8	0.99957	28	0.99977	48	0.99997	68	1.00017	88	1.00037
9	0.99958	29	0.99978	49	0.99998	69	1.00018	89	1.00038
10	0.99959	30	0.99979	50	0.99999	70	1.00019	90	1.00039
11	0.99960	31	0.99980	51	1.00000	71	1.00020	91	1.00040
12	0.99961	32	0.99981	52	1.00001	72	1.00021	92	1.00041
13	0.99962	33	0.99982	53	1.00002	73	1.00022	93	1.00042
14	0.99963	34	0.99983	54	1.00003	74	1.00023	94	1.00043
15	0.99964	35	0.99984	55	1.00004	75	1.00024	95	1.00044
16	0.99965	36	0.99985	56	1.00005	76	1.00025	96	1.00045
17	0.99966	37	0.99986	57	1.00006	77	1.00026	97	1.00046
18	0.99967	38	0.99987	58	1.00007	78	1.00027	98	1.00047
19	0.99968	39	0.99988	59	1.00008	79	1.00028	99	1.00048
20	0.99969	40	0.99989	60	1.00009	80	1.00029	100	1.00049
								101	1.00050

## 5 ランダム係数の決定方法

上記4のランダム係数表に対応した1から101の番号札を抽選箱に入れて、番号札を1枚引き、当該番号札に対応したランダム係数とします。

## 6 入札公告から落札者決定までの流れ



## 7 ランダム係数決定の流れ

- (1) 101個の番号札を職員が抽選箱に入れ、同抽選箱の中から職員が番号札を1枚引きます。
- (2) 職員が引いた番号札に記載されている番号を掲げて読み上げます。
- (3) 掲示したランダム係数表の該当番号に印を付け、決定したランダム係数を発表します。

## 8 落札者決定の流れ

- (1) 決定したランダム係数により求められる最低制限価格等以上かつ予定価格以下の入札者がある場合
  - ① 入札価格の最も低い者を落札者とします。
  - ② 最も低い者が複数の場合はくじにより決定します。
- (2) 決定したランダム係数により求められる最低制限価格等以上かつ予定価格以下の入札者がいない場合
  - ① ランダム係数によっては落札者が存在するときはランダム係数を再決定します。(落札者が決まるまで繰り返します。) この場合、予定価格を超える入札者が存在していても再度入札は行いません。ランダム係数によっては落札の可能性がある者が1名のみ(同額で複数者の場合も同じ)の場合は、ランダム係数を最小の係数(0.99950)に再決定します。(再抽選はしません。)
  - ② ランダム係数にかかわらず落札者が存在せず、かつ予定価格を超える入札者が存在しない場合は入札不調とします。
  - ③ ランダム係数にかかわらず落札者が存在せず、かつ予定価格を超える入札者が存在する場合は、予定価格を超える入札者のみで再度入札を行います。(ランダム係数の再決定は行いません。)

(3) ランダム係数の再決定方法

- ① 初回ランダム係数決定の際に使用した抽選箱を使用し、職員が番号札を1枚引きます。
- ② 初回の番号札より小さい数字の番号札を有効とします。
- ③ 職員が掲示したランダム係数表の該当番号に、再決定とわかるよう印を付け、ランダム係数を発表します。